

会 議 録

1 会議名

平成30年度第4回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

2 議題（全て公開）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）
- (2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）
- (3) その他

3 開催日時

平成30年12月21日（金） 午前10時から午前11時5分まで

4 開催場所

上越市役所 3階 301会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者の氏名（敬称略）

- ・委員：大森康正（会長）、高橋邦夫（副会長）、早川英雄、横山洋子、原野聖子、小野幸子、浦壁澄子、折笠正勝
- ・事務局：総務管理課 金山課長、石黒副課長、柳澤係長、小平主任、上原主事
福祉課 渡邊係長
新幹線・交通政策課 塚田係長
共生まちづくり課男女共同参画推進センター 布施センター長
すこやかなくらし包括支援センター 春日副所長
用地管財課 流石主任

8 発言の内容（要旨）

開会

議題(1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

【金山課長】

各案件の説明に入る前に、本日の諮問案件全体について説明がある。今回諮問する案件で、登録変更日が過去の日付となっている案件が4件ある。大項目の4と5については、国の通知があつてから業務を開始するまでの期間が非常に短く諮問ができなかったものであり、大項目の2と3については、業務を遂行している中で登録項目の不備に気付いて諮問するものである。審議会からもこうした事が無いよう繰り返し注意をいただ

いており、当課でも日頃から各課等に案件の確認を行うよう通知している。また、文書法務の研修を開催し、研修内で諮問を失念することがないように注意している。そうした中で担当職員が改めて見直しを行ったところ、登録の不備があったことから、今回諮問した。今後このようなことが発生しないように更なる周知を図っていく。

【石黒副課長】

当市の個人情報保護条例では、情報の収集の手続について明確に定めている。その中で本審議会に諮問し、収集を行うことが原則である。一方で緊急事案等については事後の諮問となる場合があることを事務局も想定しているが、登録の不整合が生じてしまう場合がある。

特に当市の個人情報をめぐる情勢については、DV、女性相談又は虐待等の相談業務が国全体同様に大きな社会問題となっている。相談業務は、国等の動きにも合わせて進めなければならないため、課等の枠組みを超えた対応が特に必要となる中で、当課としても制度の所管課として相談業務関連については、担当課と協議し、現場の状況を聞き取りし、項目の精査を進めているところである。

こうした取り組みと合わせて金山課長が説明した当市全体への周知、通知及び点検を徹底し、当課でも担当課とともに点検していく。こうした対応を進めていく中で、修正すべき案件が発生した場合は、速やかに説明をしていくので、審議願いたい。

【大森会長】

諮問案件の「1 公共交通に係る計画の策定及び推進に関する業務」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料4ページから9ページまでの「公共交通に係る計画の策定及び推進業務（新幹線・交通政策課）【業務登録変更】」ほか1件について、資料に沿って説明。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

続いて「2 男女共同参画啓発業務（共生まちづくり課）【業務登録変更】」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料10ページから11ページまでの「男女共同参画啓発業務（共生まちづくり課）

【業務登録変更】」について、資料に沿って説明。

【小野委員】

変更期日に遡って変更登録したものとすることでよいか。

【柳澤係長】

そうである。

【浦壁委員】

追加する「勤務先」について、他の項目と比べて流動的なものであるため、追加することに疑問を感じる。諮問案件の文書等の保存年限が3年となっているが、勤務先が変更となる場合に保存年限を訂正するような処理がされるのか。

【柳澤係長】

男女共同参画サポーターの登録に当たり、市外に住所を有している人は市内に勤務していることが要件の一つであるので、勤務先を把握するために、記入をしていただく。また、上越市男女共同参画サポーター設置要綱で要件に該当しなくなった場合は、登録

を取り消すこととなっているので、市内に勤務しているかどうかは、逐一把握する必要はあり、一定期間の保存年限とし、変更があれば変更の情報を確認する。

【折笠委員】

男女共同参画サポーターは何人が登録しているのか。

【布施センター長】

24人である。

【折笠委員】

事務局の所在地はどこにあるのか。

【布施センター長】

上越市市民プラザ内である。

【折笠委員】

業務について、市民にあまり知られていないと思うので、もっと周知を図ったほうが良い。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「3 女性相談に関する業務」について事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料12ページから17ページまで及び追加資料の「女性相談業務（共生まちづくり課）【業務登録変更】」ほか4件について、資料に沿って説明。

【小野委員】

資料13ページの変更後の収集する個人情報の項目内に所持品の所有の有無とあるが、所持品は何を意味するのか。

【柳澤係長】

追加資料3ページの一時保護調査票内の資産及び所持品の状況の項目に対応している。

【浦壁委員】

所持品という文言は、身の回りの生活必需品という意味合いが強いため、他の表現が適切ではないか。

【柳澤係長】

今回の登録を見直す中で、様式にある項目との整合を図っている。様式の中のどの項目がどの登録項目に該当するのかを把握するために様式の文言と合致していることが必要だと考え、用いている。所持品という表現が一般的でないことについては、県の様式を用いて相談を行う中で、対外的に修正が必要である場合は、県と協議する必要がある。

【原野委員】

この様式内の携帯電話の記載は、携帯電話の契約の有無でなくDVの場合に携帯電話を持ち出せたかどうかの確認項目であるため、所持品という記載でよいと考える。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「4 子どもの虐待予防に関する業務」について事務局に説明を求める。

【上原主事】

資料18ページから39ページまでの「子どもの虐待予防に関する業務（すこやかな暮らし包括支援センター）【業務登録変更】」ほか2件について、資料に沿って説明。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。
続いて「5 特定登記未了土地の相続登記等に関する業務」について事務局に説明を求める。

【上原主事】

資料40ページから47ページまでの「固定資産税・都市計画税賦課業務（税務課）
【外部提供登録変更】」ほか2件について、資料に沿って説明。

【小野委員】

資料40ページの提供又は提供する期間について、提供日のみの記載となっている。

【柳澤係長】

事務局修正とし、「平成30年11月15日から業務が終了するまで」に修正する。

【大森会長】

今ほどの修正個所について、資料40ページの他に、42ページ、44ページも同様に修正となるか。

【柳澤係長】

そうである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、修正し、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

続いて「6 上越市タクシー利用料金等助成業務（福祉課）【業務登録変更】」について事務局に説明を求める。

【上原主事】

資料48ページから52ページまでの「上越市タクシー利用料金等助成業務（福祉課）
【業務登録変更】」について、資料に沿って説明。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

続いて「7 人工透析患者通院交通費助成業務（福祉課）【業務登録変更】」について事務局に説明を求める。

【上原主事】

資料54ページから55ページまでの「人工透析患者通院交通費助成業務（福祉課）
【業務登録変更】」について、資料に沿って説明。

【早川委員】

参考までに聞きたいが、人工透析に関する補助金について医者からの通知で利用者は把握するのか。

【渡邊係長】

病院と連携をとっているが、障害者手帳の交付の際に、福祉ハンドブックを用いて説明している。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。
次に個人情報保護の答申の在り方全体に関する意見はあるか。

【浦壁委員】

資料4ページの「公共交通に係る計画の策定及び推進業務」について、収集する個人

情報の中に、「感想、意見」があるが常に同じではなく、状況によって異なるものと認識している。この情報は、回答が必須であるのか。

【柳澤係長】

資料9ページに意向調査の様式があるが、自由表記の欄に記入する場合を想定している。

【浦壁委員】

必ず記入しなくてもよいか。

【柳澤係長】

そうである。あくまでも任意協力である。

【浦壁委員】

状況によって変化する個人の心情に関する情報を保存年限である5年も市に保管となることが疑問である。今回「感想、意見」が追加となったのは、国からの要請があったのか。

【柳澤係長】

今回追加をしたのは、公共交通に係る計画を策定するために必要な情報収集であったため、意向調査を行うに当たり、利用者及び市民の方々の意見を把握し、より実効的な計画の策定につなげるものである。公共交通に係る計画が5年間の期間で実施するので、計画と計画の策定根拠となる調査結果を一式で保存する考え方から文書保存年限は5年となっている。記入した感想、意見に責任が生じることと、文書保存期間の長さは比例しない。多くの方の感想、意見を広く計画に反映する必要があるために、収集する個人情報項目に追加している。

【浦壁委員】

委員の意見について、他の委員の考え方を審議会で審議することは可能か。

【大森会長】

可能である。

【浦壁委員】

資料4ページの「公共交通に係る計画の策定及び推進業務」で新たに収集する個人情報の項目に「感想、意見」を追加することについて他の委員の意見を聴きたい。

【小野委員】

新たに個人情報を追加する理由として住民のニーズを効果的に把握する目的があり、住民がどのように考えているかを政策に反映する必要があると思うので、「感想、意見」を追加してよいと思う。

【折笠委員】

追加して支障はないと考える。

【原野委員】

収集した感想、意見が後で変わるという意見もあるが、その場合は意見、感想を記入しない選択が可能であるため、私も追加に支障はないと考える。

【高橋副会長】

意向調査を経て計画が実施された時に、どのような感想、意見があつて計画に反映されているのかを把握するために、追加する必要があると考える。

【大森会長】

内容を考慮すると、項目は追加して支障はないと考える。収集の際に様々な場合を考

慮して、審議の過程で作成される情報は5年といったように状況に応じて文書の保存年限を決めることも考えられる。

【柳澤係長】

市では、公文書の保存期間基準表において文書の内容に応じて保存年限を規定しており、これに従って文書を保存し、期間経過後廃棄している。

【浦壁委員】

委員の皆さんの貴重なご意見をいただき感謝を申し上げる。

【折笠委員】

マイナンバーについては、収集する場合は審議会で諮問するのか。

【金山課長】

収集項目の中で個人番号と登録しているものが該当する。

【石黒副課長】

マイナンバーは、様々な情報と結びつく可能性があるため、法律の根拠があるか条例で定めているかといった明確な理由がない限り収集してはいけないこととなっている。収集する場合は、対応できる組織体制を構築する旨を特定個人情報保護評価として委員の方々に諮問している。本日諮問の人工透析患者通院交通費助成業務のようなマイナンバーの情報は用いるが、対象者が少ない案件については特定個人情報保護評価の諮問はせず、通常 of 諮問をすることで対応している。

【大森会長】

事務局には、今後も諮問の失念がないよう十分注意していただきたい。

議題(2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）

【大森会長】

報告案件の「上越市男女共同参画地域推進員設置業務（共生まちづくり課）【外部提供登録廃止】」について、事務局に説明を求める。

【柳澤係長】

資料57ページの「上越市男女共同参画地域推進員設置業務（共生まちづくり課）

【外部提供登録廃止】」について、資料に沿って説明。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったなので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。

議題(3) その他

【大森会長】

事務局から何か連絡事項等はあるか。

【金山課長】

冒頭で説明したように、諮問の失念がないよう全庁に周知を徹底していきたい。現在、諮問の失念が発生しないよう全庁の業務内容を精査している。精査途中で発生した案件については、引き続き審議会で諮問をする可能性があるため、その場合は審査願いたい。本年も多くの案件を審議いただき感謝を申し上げる。

【石黒副課長】

次回の審議会の会議については、来年3月下旬の開催を予定している。来年1月下旬頃に連絡し、日程を調整した後、開催の案内を予定している。

【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL : 025-526-5111 (内線 1436、1437)

E-mail : soumukanri@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。